

筑後川右岸下流域（三神地区） 総合内水対策計画（案）

令和8年2月

筑後川右岸下流域（三神地区）流域治水対策協議会

神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町

佐賀県東部土木事務所・東部農林事務所

国土交通省筑後川河川事務所・佐賀河川事務所

農林水産省北部九州土地改良調査管理事務所・

筑後川下流右岸農地防災事業所

独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所

佐賀東部土地改良区

〈 目 次 〉

1. はじめに	1
2. 流域及び河川の概要	2
3. 内水対策に関する現状と課題	
3-1. 洪水の概要	6
3-2. 河川整備計画における内水対策	9
4. 筑後川右岸下流域（三神地区）総合内水対策計画・	
4-1. 計画概要について	11
4-2. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策.....	14
4-3. 被害対象を減少させるための対策.....	21
4-4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策.....	22
5. 今後の対策検討について	32

1. はじめに

令和3年8月の大雨により、筑後川下流域で48時間雨量が観測史上最大を更新し、特に筑後川右岸下流域（三神地区）では、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町をまたぐ広い範囲で内水による浸水被害が発生した。このような広範囲にわたる内水氾濫は、単独市町だけで解決することが難しい課題となっている。

このような課題を踏まえて、「令和3年8月の大雨」による浸水状況やその要因を共有し、今後の流域治水対策について横断的な議論を深めながら、より効果的な対策案を策定することを目的として、筑後川本川及び排水機場等の管理者である国、内水河川の管理者である県、内水河川に合流する水路等の管理者並びに避難情報の提供者である市町等が一堂に会する「筑後川右岸下流域（三神地区）流域治水対策検討会」（以下、検討会）を令和4年12月21日に設置した。

検討会は、令和4年12月以降、6回にわたって開催し、内水被害に対する各関係機関の取組状況や今後のスケジュールについて情報共有を図るとともに、その効果を検証したうえで、各関係機関による更なる流域治水対策についての検討を行った。

まずは本計画においては、1/10規模の降雨に対して、床上浸水の被害解消並びにその他被害の軽減を図ることを目標とし、各関係機関における具体的な流域治水対策についてとりまとめたものである。

これらの対策を住民や企業等、あらゆる関係者と協働のうえ各関係機関が責任をもって実施することにより、早期に地域の安全性の向上を図り、水害に強いまちづくりを目指していく。

なお、将来的な気候変動の影響により、更なる水災害の激甚化・頻発化が予測されている。各関係機関は、住民の生命や財産を守る責務を果たすため、本計画に基づき、公助となるハード対策・ソフト対策を集中的に実施していくが、今後、それだけで全てを守りきることは困難と考えられる。そのため、これらの公助に加え、住民の自助・共助の取り組みがこれまで以上に重要となり、また、水害に強いまちづくりを目指すうえでは必要不可欠であることから、本計画は、住民が自らの命を守るための備えや行動を支援するための計画でもある。

今後、本計画の早期実現を図るため各関係機関は、実施過程において随時、対策の進捗確認、調整を行い、流域のあらゆる関係者と一体となって、水害に強いまちづくりの実現に向けた取り組みを進めていく。

2. 流域の概要

佐賀県東部に位置する、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町にまたがる筑後川右岸下流域（三神地区）は、沖積平野が広がり、農地や集落の周りにはクリークが縦横無尽に張り巡らされ、水田への取水・還元による高度な水利用が行われている。

筑後川右岸下流域（三神地区）は、広大な沖積平野が広がる低平地となっており、地形勾配が緩いことから排水が困難な地形を有しており、筑後川本支川からの氾濫流や内水は下流に向かって広範囲に拡散する特徴をもつ一方、低平地であることに加え、有明海の潮位の影響を受けることから、内水被害が発生しやすい特徴をもつ。

筑後川右岸下流域（三神地区）には、多数の排水機場（国交省：寒水川、江見、江見上流、江見下流、浮島、佐賀県：通瀬川、馬場川、三本松川 等）が整備されており、筑後川本川の水位が高い場合は、水門を閉めて支川への逆流を防ぐとともに、必要に応じてポンプにより支川の水を本川に排水している。

排水機場は昭和 26 年に設置され約 70 年が経過しており、老朽化により様々な課題を抱えている。

以下に、筑後川右岸下流域（三神地区）に位置する主要河川の諸元を示す。

表 2-1 計画流域の概要

対象面積	48.2km ²	
対象市町村	2 市 3 町	
対象人口	378,913 人	注) 左岸久留米市を含む
年平均降水量	約 1,900mm	※

※筑後川水系東圏域河川整備計画（佐賀県）p6 より引用

表 2-2 筑後川右岸下流域（三神地区）の主要河川諸元

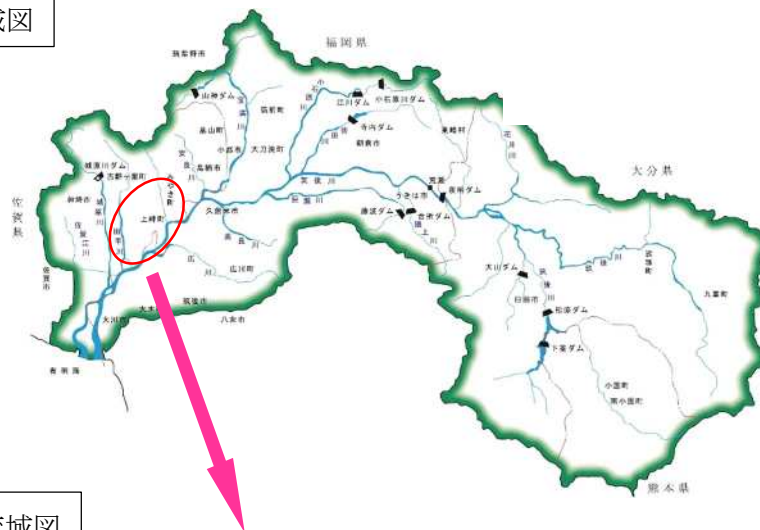
管理者	河川	管理延長	合流先
国	佐賀江川	2.4km	筑後川（諸富川）
	城原川	9.1km	佐賀江川
	田手川	3.7km	筑後川
佐賀県	田手川	13.0km	筑後川
	鯉江川	0.85km	田手川
	詫田入江川	0.65km	田手川
	馬場川	10.25km	田手川
	三本松川	7.55km	田手川
	笹隈川	2.3km	三本松川
	西光寺川	0.8km	田手川
	坂本川	5.2km	田手川
	犬井谷川	1.1km	田手川
	中津江川	0.7175km	筑後川
	黒津江川	1.0km	筑後川
	切通川	13.75km	筑後川
	切通川放水路	0.1km	筑後川
	大島江川	0.5km	切通川
	井柳川	10.24km	大島江川
	六地藏川	0.41km	井柳川
	勘太郎川	2.85km	切通川
	六田川	1.65km	勘太郎川
	船石川	1.6km	切通川
	開平江川	2.059km	筑後川
	寒水川	14.885km	開平江川
	寒水川放水路	0.6km	筑後川
	通瀬川	5.35km	寒水川
	干拓川	3.3km	通瀬川
	前川	2.2km	通瀬川
	山ノ内川	2.45km	寒水川
	江口川	0.3km	筑後川

出典：筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】 令和4年9月（国土交通省 九州地方整備局）

筑後川水系中圏域河川整備計画 平成29年6月（佐賀県）

筑後川水系東圏域河川整備計画 平成27年9月（佐賀県）

筑後川流域図



三神地区流域図



図 2-1 筑後川右岸下流域（三神地区）の流域図

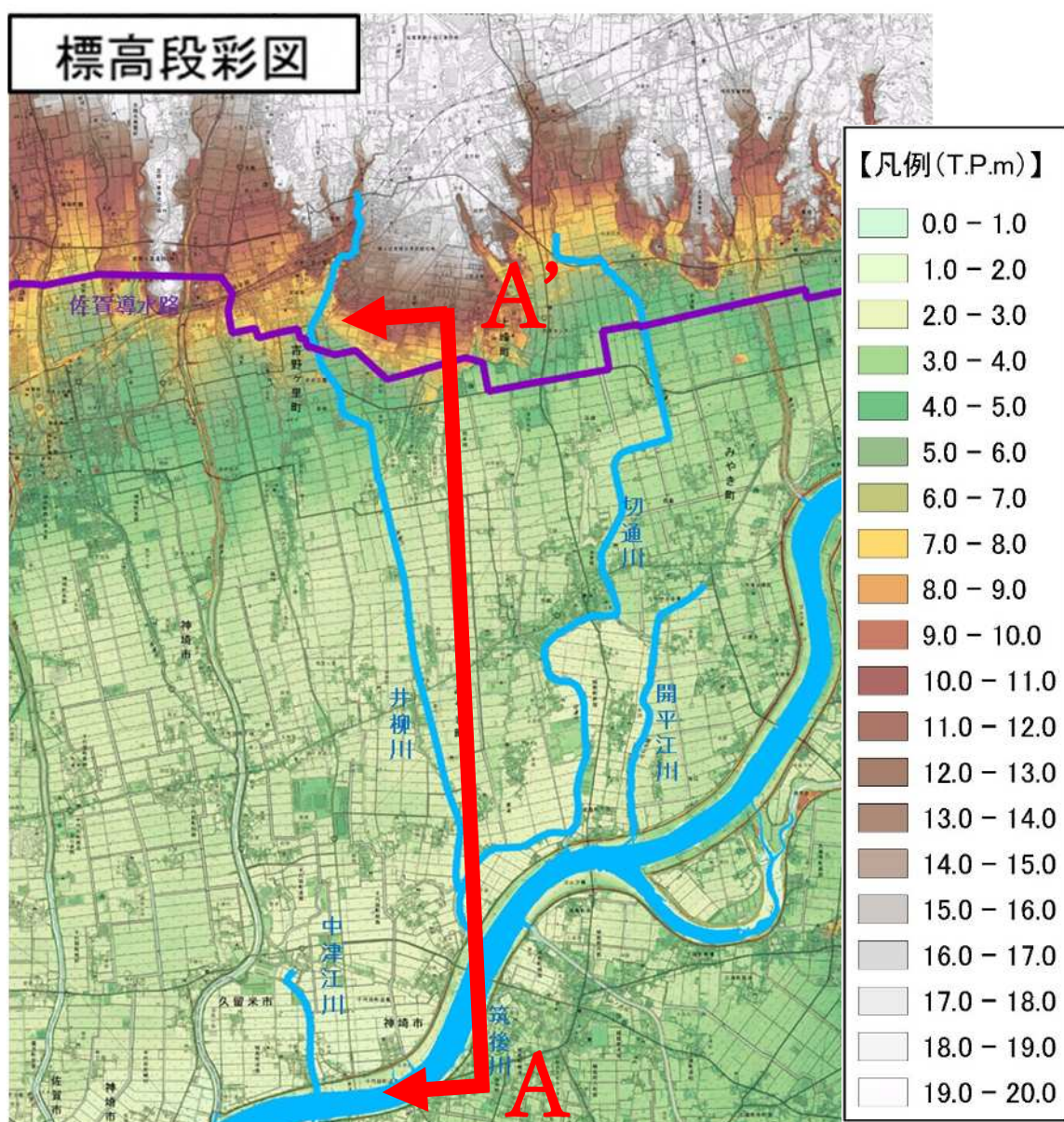


図 2-2 筑後川右岸下流域（三神地区）の標高段彩図

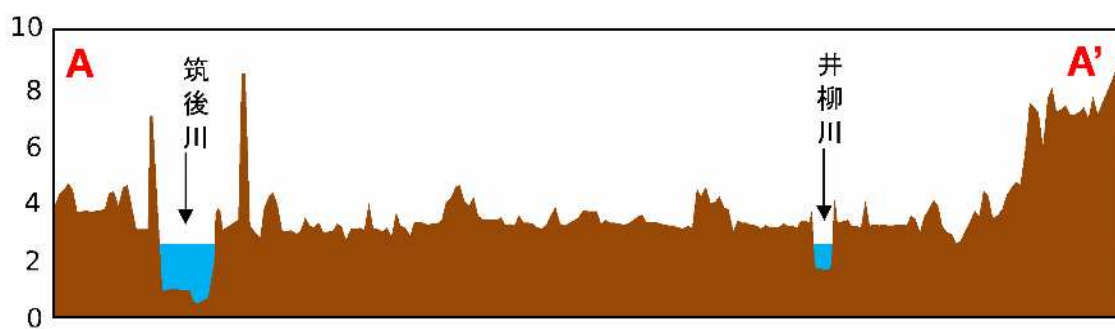


図 2-3 A - A' 断面図

3. 内水対策に関する現状と課題

3-1. 洪水の概要

(1) これまでの浸水被害

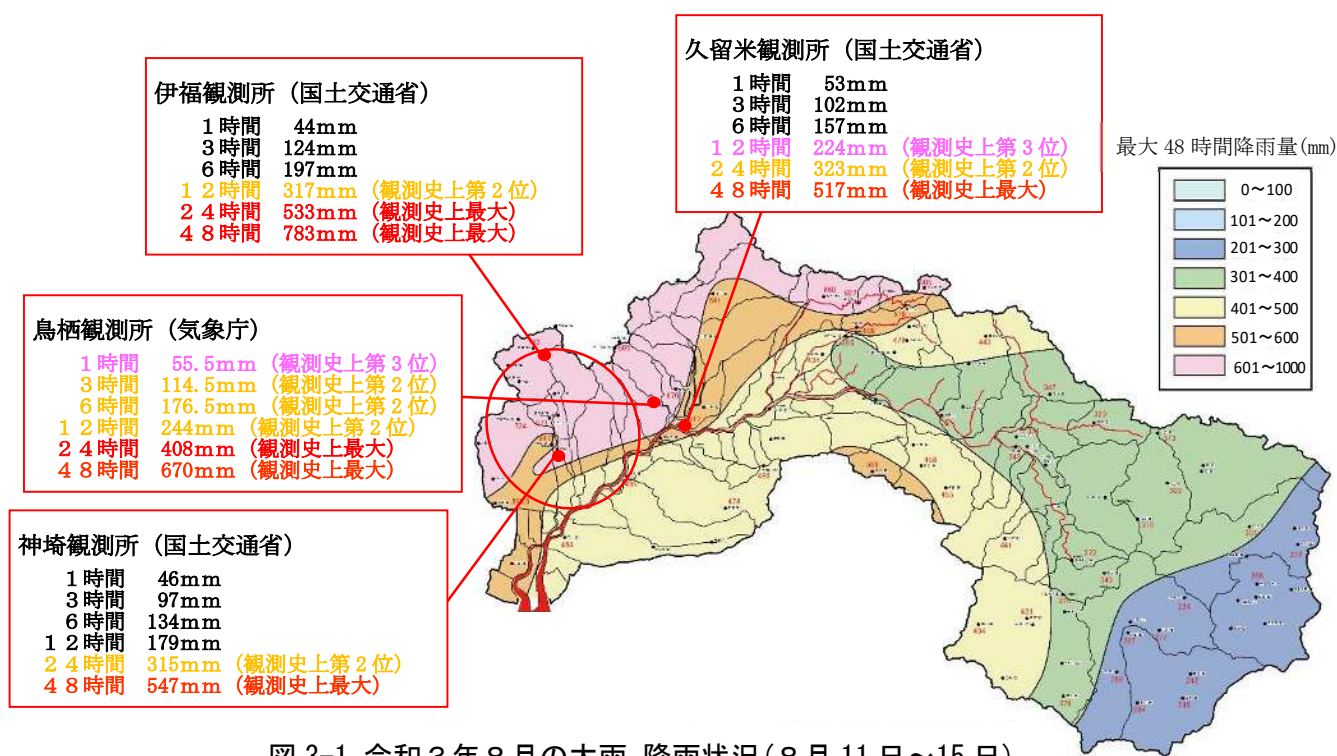
気候変動の影響により浸水被害のリスクが高まっており、令和3年8月には広範囲に及ぶ浸水被害が発生している。

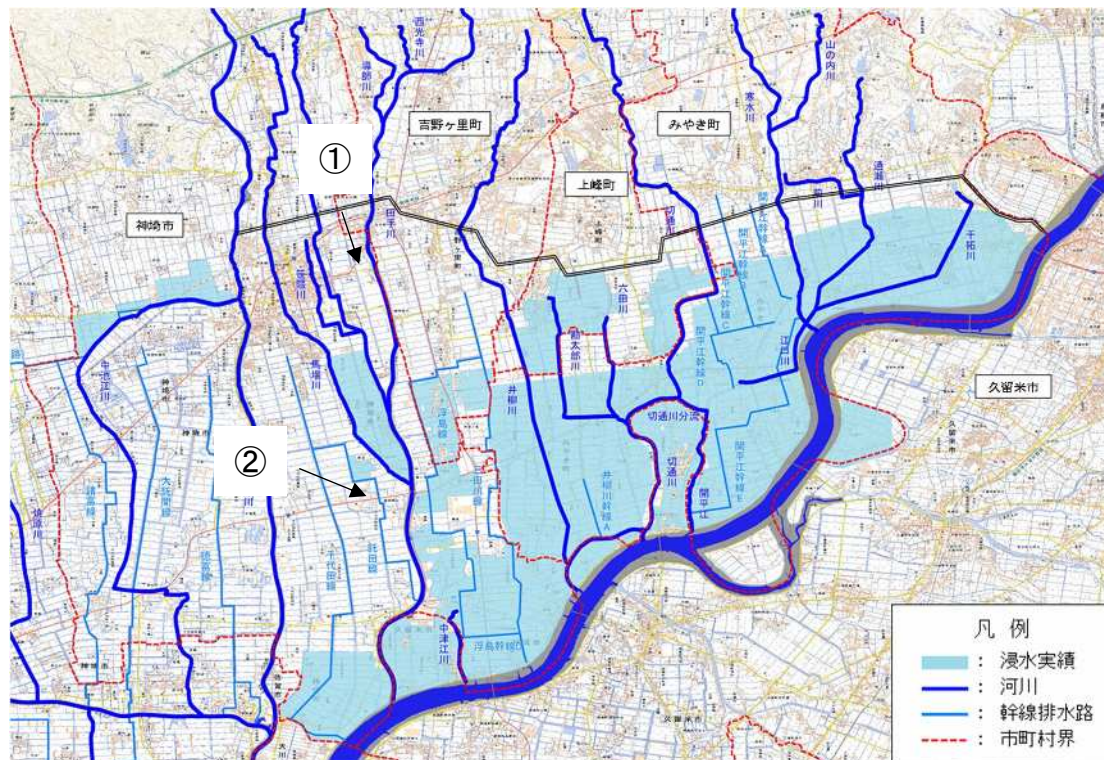
筑後川右岸下流域（三神地区）における近年の主要な浸水被害について、以下に示す。

(2) 令和3年8月の大雨による浸水被害

令和3年8月11日から15日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、筑後川下流域では48時間雨量が観測史上最大を更新した。（図3-1）

この大雨によって筑後川右岸下流域（三神地区）では広範囲が浸水し、72戸におよぶ家屋被害が発生した。（図3-2）





	浸水面積 (ha)	浸水家屋(戸)		
		床上浸水	床下浸水	合計
令和3年度	約759	8	64	72

※水害統計より

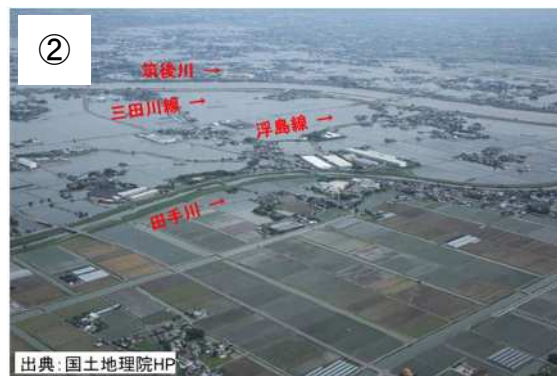


図 3-2 筑後川右岸下流域（三神地区）における浸水状況（令和3年8月の大雨）

(3) 令和3年8月の大雨の浸水被害の原因分析

筑後川本川と支川の合流部や支川とクリークの合流部などには、逆流を防ぐための水門や樋門が整備されているが、令和3年8月の大雨では長時間に及ぶ降雨によって、これらの水門、樋門等の閉鎖時間が長期化した。(図3-3)

筑後川右岸下流域(三神地区)の排水機場(寒水川、江見、江見上流、江見下流、浮島他)において排水運転が実施されたほか、排水ポンプ車による排水活動も行われたものの、筑後川本川の水位が上がり、筑後川本川への排水が困難になったため、各支川の地盤高が低い箇所からの溢水や、支川へ排水するクリーク等からの氾濫により浸水被害が発生したと推測される。

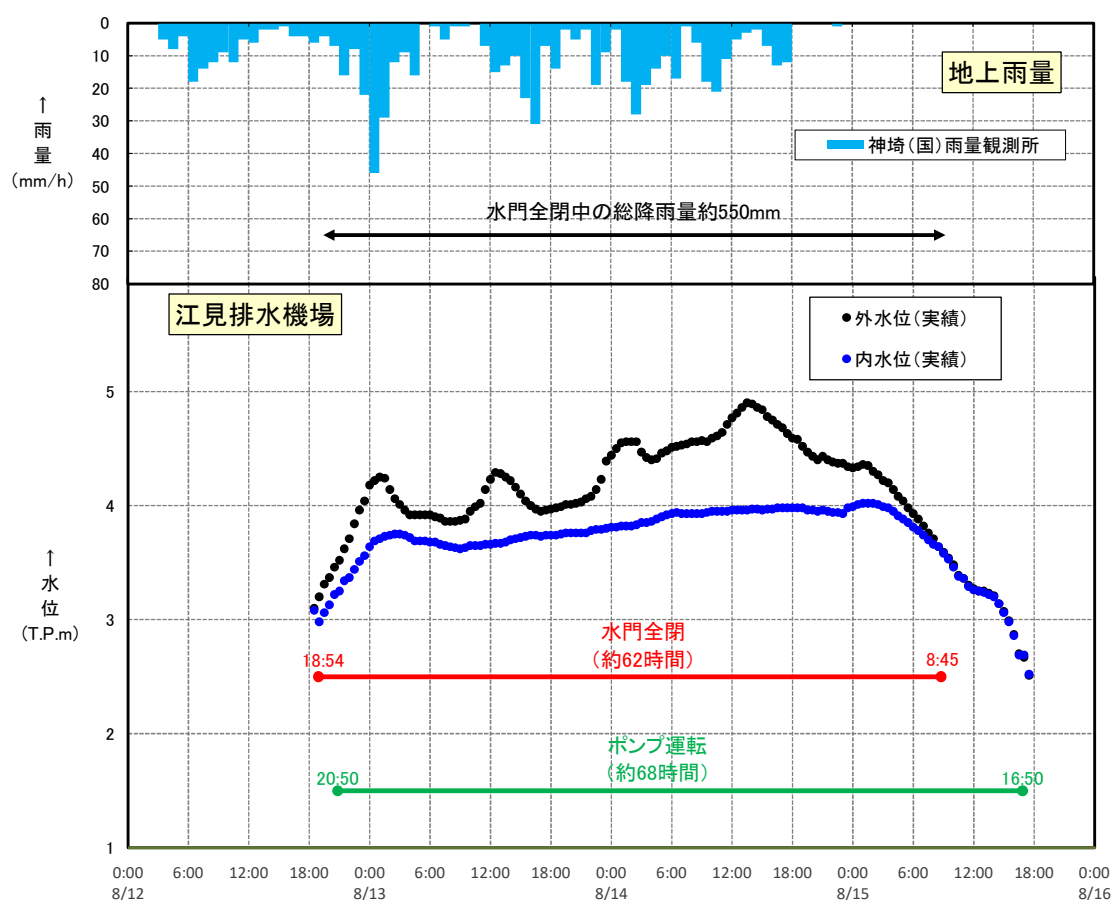


図3-3 令和3年8月 江見排水機場実績水位

3-2. 各支川における河川整備計画

筑後川右岸下流域（三神地区）では、以下表 3-2 に示すとおり国、県による河川改修事業が進められている。

表 3-2 筑後川右岸下流域（三神地区）の各河川における河川整備計画の概要

管理者	河川	目標 計画規模	基準地点名	整備計画目標規模 (m^3/s)
国	城原川	1/50	日出来橋	540 (330) ※1
	田手川	1/50	田手橋	390
佐賀県	田手川	1/10	河原橋	320
	馬場川	1/10	田手川合流点	30
	三本松川	1/10	田手川合流点	35
	導師川	1/10	田手川合流点	30
	切通川	1/30	筑後川合流点	110
	寒水川	1/50	筑後川合流点※2	160
	通瀬川	1/10	寒水川放水路合流点	70

※1 （ ）については、洪水調節後の河道配分流量を示す

※2 寒水川の基準点である筑後川合流点とは、寒水川放水路の筑後川合流点を示す

出典：筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】 令和 4 年 9 月（国土交通省 九州地方整備局）

筑後川水系中圏域河川整備計画 平成 29 年 6 月（佐賀県）

筑後川水系東圏域河川整備計画 平成 27 年 9 月（佐賀県）



図 3-4 国管理河川の整備状況（下田地区堤防整備）



図 3-5 県管理河川の整備状況

4. 筑後川右岸下流域（三神地区）総合内水対策計画

4-1. 計画概要について

(1) 基本方針

筑後川右岸下流域（三神地区）総合内水対策計画（以下、本計画）は、令和3年8月の大雨により広範囲に及ぶ浸水被害が発生したことを受けて、国・県・市町等の関係部署が連携し、浸水被害軽減に効果的なハード・ソフト対策を検討・整理し、それらの対策の実施主体や実施時期を明示したものである。

本計画に位置付けた総合的な対策について、関係機関が連携し、集中的に実施することにより、早期に地域の安全性の向上を図るとともに、住民の自助・共助の取り組みを支援する。

また、浸水リスクの高い地域の土地開発に伴う浸水被害の拡大等を招くことがないように、新規立地の抑制や住まいづくり（土地の嵩上げ等）、雨水の浸透・流出抑制を着実に実施し、水害に強いまちづくりを目指す。

(2) 整備目標

筑後川右岸下流域（三神地区）において、国・県・市町等の役割分担のもと、河川整備や流域の雨水貯留機能拡大等のハード対策を実施し、1/10規模の降雨に対して、床上浸水の被害解消並びにその他被害の軽減を図る。

また、浸水リスクの高い地域においては、地域と連携の上、住まい方の工夫や土地利用に関するルールづくりを推進するとともに、住民が自らの命を守るための事前の備えや避難行動を支援するためのソフト対策を実施し、自助・共助の力が最大となることを目指す。

(3) 実施内容と実施期間

本計画の実施内容は、図4-1-1及び次頁以降に示すとおり。ただし、今後の土地利用の変化や浸水実績等を踏まえ、適宜見直しを実施する。

実施期間については、図4-1-2に示すとおり対策毎に令和7年度から短期（概ね5年）、中期（概ね10年）、長期（概ね10～20年）とする。

筑後川右岸下流域(三神地区) 流域治水対策協議会 主な対策一覧

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

◆神崎市

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・田んぼダムの推進
- ・クリークやため池の事前排水
- ・制水門の遠隔操作に向けた施設改良
- ・河川の河道掘削、護岸整備
- ・集落内水路の整備
- ・公園、学校校庭等での貯留施設整備の検討
- ・排水機場の整備(調査設計、整備)
- ・造林事業(間伐等)の実施

② 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・救命ボート等の配備
- ・防災行政無線システム、監視カメラの更新
- ・内水ハザードマップの作成
- ・排水ポンプ車の運用
- ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援
- ・防災拠点の整備
- ・中小河川の洪水ハザードマップの作成

◆吉野ヶ里町

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・田んぼダムの推進
- ・クリークの事前排水
- ・河川の河道掘削

② 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援

◆国土交通省

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川整備
- ・城原川ダムの建設
- ・河道内の堆積土砂の除去、立竹木等の伐採
- ・排水機場や水門等の点検・更新
- ・排水機場の機能向上・更新に関する効果等の検討

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・災害時のホットラインの構築
- ・排水ポンプ車等の支援

◆農林水産省

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・幹線水路の護岸整備

◆佐賀東部土地改良区

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・クリークの事前排水
- ・制水門の遠隔操作に向けた施設改良の検討

◆水資源機構

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・幹線水路の護岸整備
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・排水ポンプ車の支援

◆全機関

- ・特定都市河川浸水被害対策法の活用についての検討

◆上峰町

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・田んぼダムの推進
- ・クリークの事前排水やため池の整備
- ・河川の河道掘削
- ・制水門の電動化や遠隔操作に向けた施設改良

② 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・防災拠点の整備
- ・中小河川の洪水ハザードマップの作成
- ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援
- ・土壌ステーションの設置
- ・ため池水位計及び監視カメラの拡充
- ・クリーク水位計及び監視カメラの拡充

◆みやき町

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・田んぼダムの推進
- ・クリークやため池の事前排水
- ・みやき町中央公園整備に伴う調整池の整備
- ・雨水貯留タンク設置補助
- ・流域治水対策に係る調査及び事業化検討

② 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・被災車両等の無償回収等に係る災害協定
- ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援
- ・ため池ハザードマップ
- ・排水ポンプ車の運用
- ・トイレトレーラーの運用

◆佐賀県

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川整備
- ・河道内の堆積土砂の除去、立竹木等の伐採
- ・排水機場や水門等の点検・更新
- ・砂防施設の整備
- ・ため池の整備
- ・クリークの整備(制水門整備、護岸整備)
- ・治山事業(谷止工)の実施

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・浸水想定区域図の作成
- ・河川監視カメラの拡充
- ・幹線水路水位計の拡充及び更新
- ・排水ポンプ車の運用

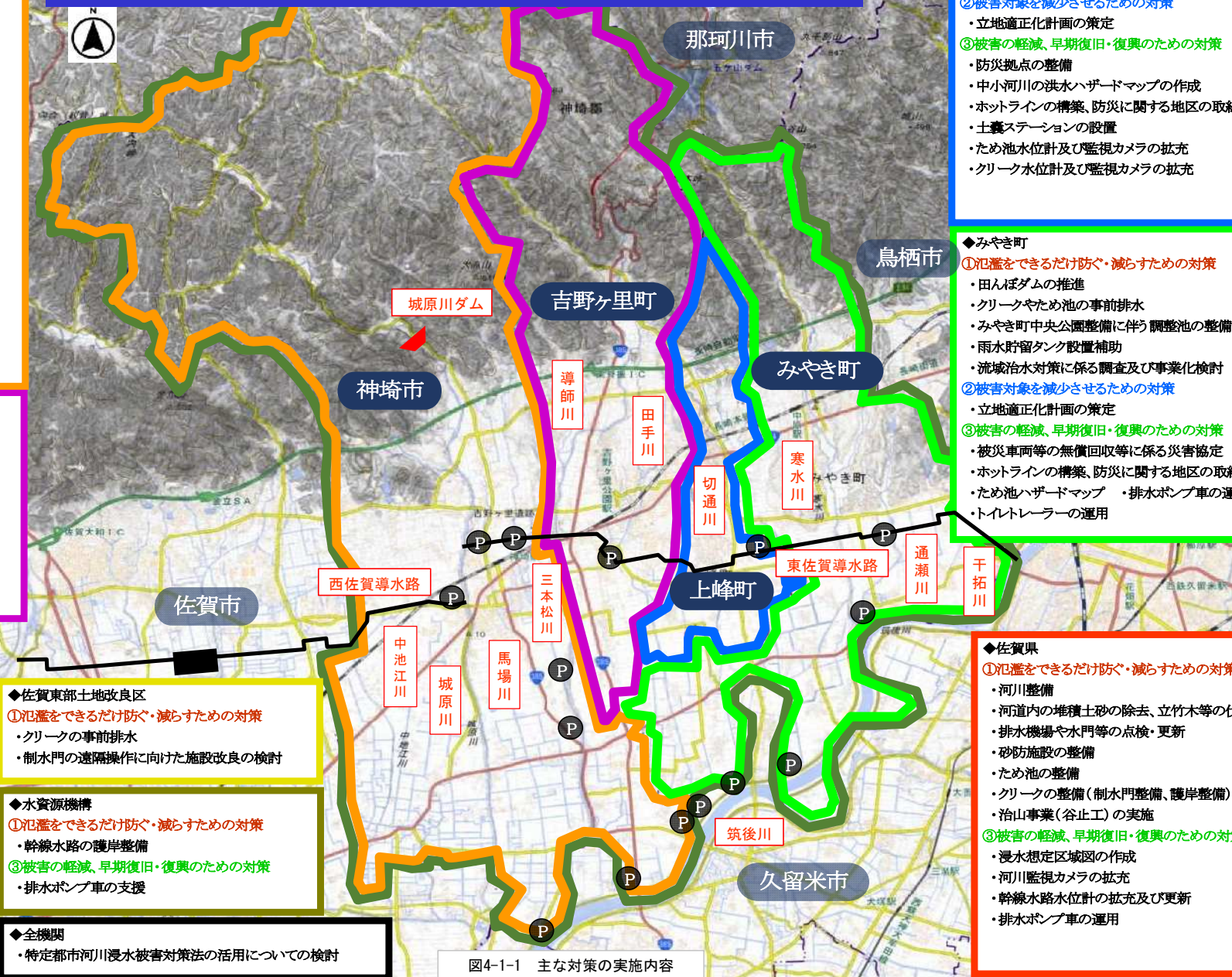


図4-1-1 主な対策の実施内容

主な対策ロードマップ

区 分	対策内容	実施主体	番号	工 程		
				短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね10年～20年)
4-2 氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための 対策	洪水氾濫対策	国・県・市町	(1)	河川整備、堆積土砂の除去・立竹木の伐採		
		国・独立行政 法人・県	(2)	幹線水路、ため池の護岸整備		
		国	(3)	城原川ダムの建設		
	内水氾濫対策	国・県・市町	(4)	排水機場や水門等の点検・更新及び排水機場の整備や機能向上・更新に関する効果等の検討		
	砂防対策	県	(5)	砂防施設の整備		
	森林整備、治山対策	県・市町	(6)	造林事業、治山事業の実施		
	流域の雨水貯留機能の拡大	市町・関係団体	(7)	水田貯留機能向上、農業用水利施設の整備・有効活用、ため池の整備・有効活用		
		市町	(8)	公共施設(公園、グラウンド)活用による貯留施設の整備及び検討		
		市町	(9)	雨水貯留タンク設置補助		
		市町	(10)	集落内水路の整備		
4-3 被害対象を減少 させるための対策	水災害ハザードエリアにおける 土地利用・住まい方の工夫	市町	(1)	立地適正化計画の策定		
4-4 被害の軽減・早期 復旧・復興のための 対策	土地の水災害リスク情報の充実	県・市町	(1)	浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成		
		国・県・市町	(2)	監視カメラ・水位計の設置・更新		
		市町	(3)	防災行政無線システム更新、コミュニティ放送を活用した防災情報発信		
	避難体制等の強化	市町	(4)	救命ボート等の配備		
		市町	(5)	トイレトレーラーの運用		
		国・県・市町	(6)	ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援		
	経済被害の軽減	市町	(7)	防災拠点、土嚢ステーション等の整備		
		市町	(8)	被災車両等の無償回収に係る災害協定		
		国・独立行政 法人・県・市町	(9)	排水ポンプ車の運用及び排水ポンプ車等の支援		
	浸水被害対策法の総合的な推進	全機関		特定都市河川浸水被害対策法の活用についての検討		

図4-1-2 主な対策のロードマップ

4-2. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

(1) 河川整備、河川の維持管理【国・県・市町】

P4 表 2-2 に示された河川において河川整備計画に位置付けられた河川整備を推進し、河川水位を低下させることで、外水・内水被害の軽減を図る。なお、整備にあたっては上下流バランスや沿川の土地利用にも配慮しつつ実施する。

河川の維持管理は、河道断面の確保、堤防や護岸、水門・樋門などの施設機能を維持するため、適切な時期に巡視や点検を実施し、異常を把握した場合には必要な処置を講じる。

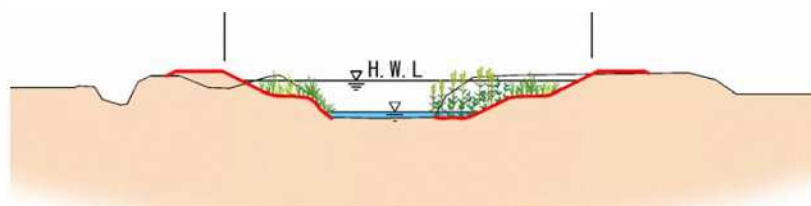


図 4-2-1 河川整備イメージ

出典：「筑後川水系東圏域河川整備計画」 平成 27 年 9 月 佐賀県より

(2) 幹線水路、ため池の整備【国・独立行政法人・県・市町】

クリークの法面崩壊を防ぐとともに土砂の堆積による貯留機能の低下を回復するため、クリークの護岸整備や堆積土砂の撤去を行い、クリークの一時貯留機能を強化するとともに、大雨に備えた事前排水の着実な実施を可能とすることにより、浸水被害を防止または軽減する。

また、ため池においても豪雨に耐えられるよう堤体及び洪水吐の整備を行うとともに、低水管理を行い降雨時の流水を貯留することで下流域の浸水被害を防止または軽減する。



図 4-2-2 クリークの整備状況

(3)城原川ダムの建設【国】

河川整備とあわせ城原川ダムを整備し、上流で洪水調節することで洪水被害の防止、軽減を図るほか、洪水時のピーク流量の発生時間を遅らせることで、浸水が想定される場合においても避難時間を長く確保する。

また、ダムの洪水調節で城原川の水位を低下させることにより、排水機場の運転停止の回避や継続運転による内水被害の軽減を図る。

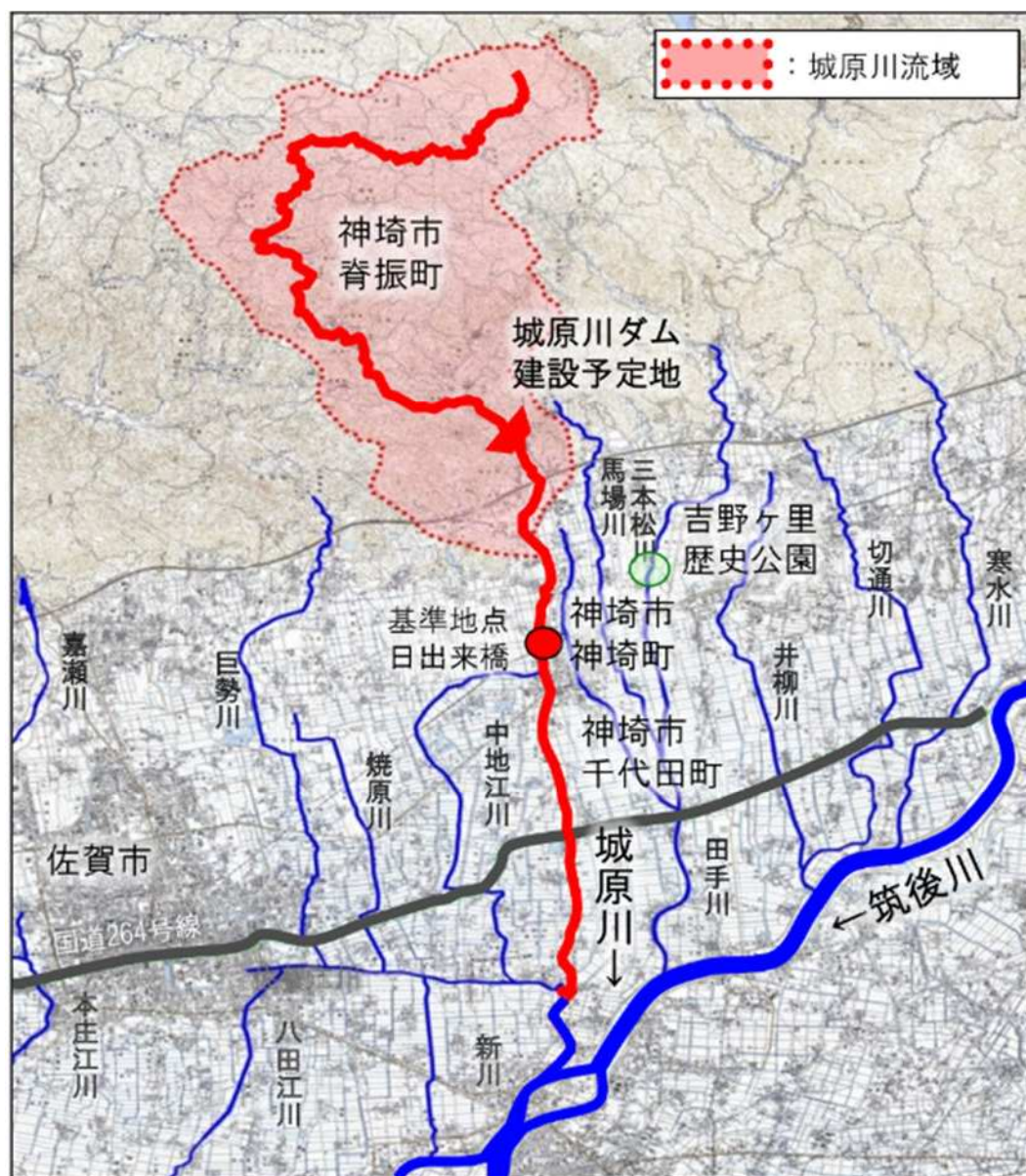


図 4-2-3 城原川ダム位置図

(4) 排水機場の老朽化対策、機能向上・更新・新設に関する効果等の検討【国・県・神崎市】

1) 筑後川右岸下流域

筑後川右岸下流域（三神地区）に位置する既設排水機場について、老朽化した施設については機器の更新等を行い、機能の維持、ライフサイクルコストの縮減に努める。また、流域の開発状況や土地利用を踏まえ、適切な排水能力について調査検討し、排水能力が不足する場合には必要な対策を講じる。

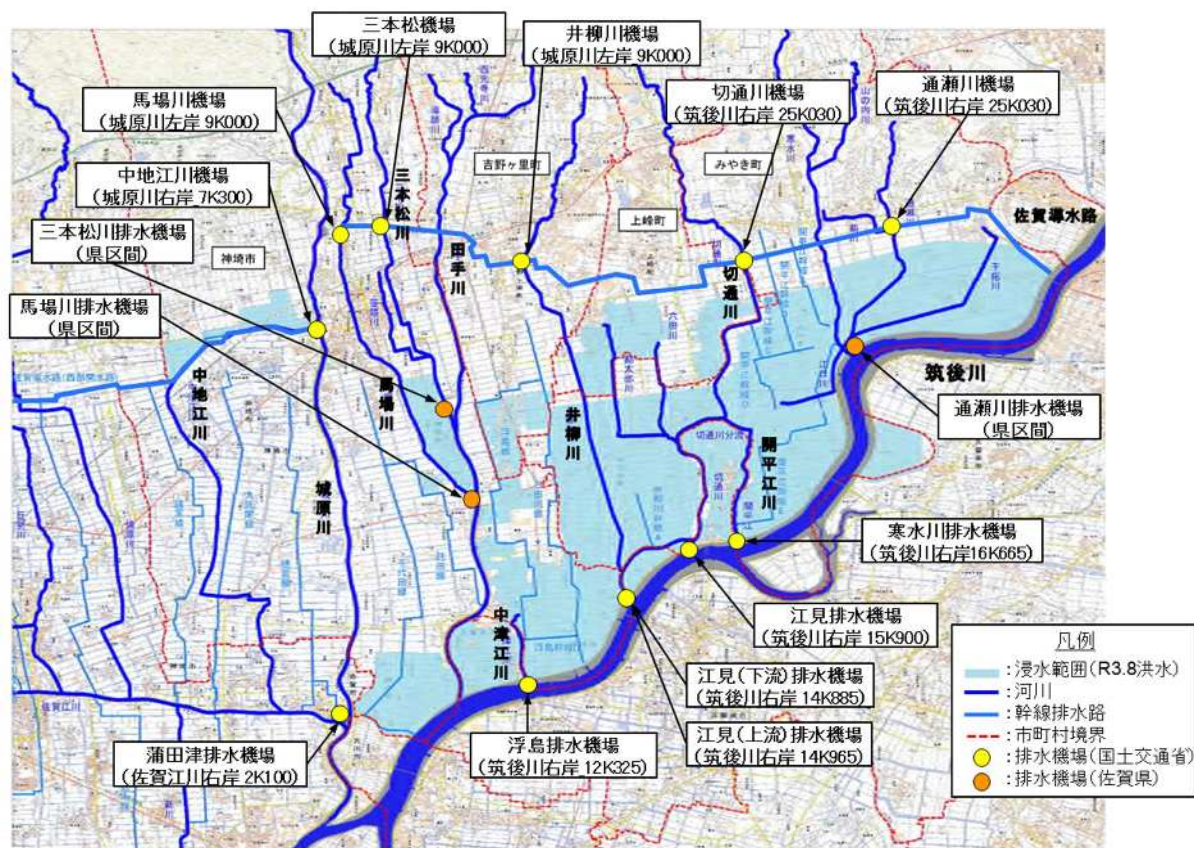


図 4-2-4 排水機場位置図





図 4-2-5 排水機場外観写真

2) 佐賀導水路堰堤改良事業

佐賀導水路に設置されている排水機場において、老朽化している施設の更新とあわせ、メンテナンスコストの削減や不具合防止のための設備改良を行うとともに、内水対策としてより機能を発揮させるため、ポンプ台数の分散化等の改良事業を行い、効率化や機能強化を図ることで内水被害の軽減を図る。



図 4-2-6 佐賀導水路堰堤改良事業

(5) 砂防施設の整備【県】

砂防堰堤の整備を実施し、土石流や流木を抑制することで、下流の洪水氾濫を防ぎ、被害を軽減する。

(6) 造林事業、治山事業の実施【県・市町】

森林には、雨水による土壌の浸食や流出等を防ぐ山地災害防止機能・土壌保全機能や洪水緩和等を図る水源涵養機能等がある。

これらの機能の維持、発揮を図るため、間伐等の実施や荒廃山地の復旧・予防対策等による森林の維持造成を通じ、山地災害発生の防止や森林の浸透・保水機能の維持・向上対策を推進する。

(7-1) 田んぼダムの実施の推進【市町】

水田の落水口に調整板などを設置する、「田んぼダム」の実施を推進し、水田に降った雨を一時的に貯留することで、水路や河川への流出を抑制し、下流域の浸水被害リスクを低減させる。

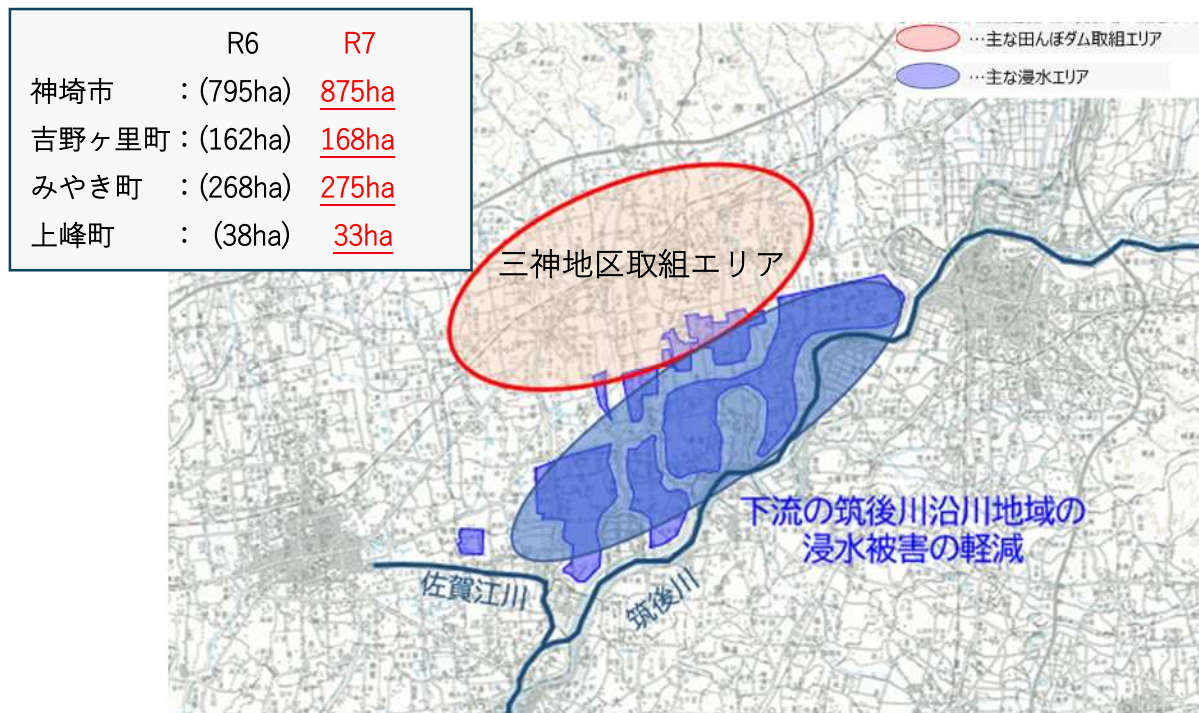


図 4-2-7 R7 田んぼダム実施箇所図 () は R6 取組面積

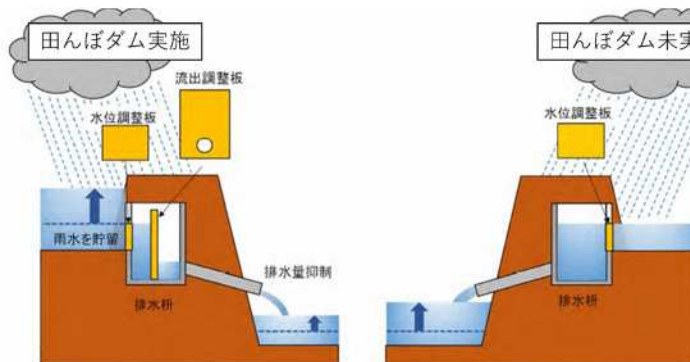


図 4-2-8 田んぼダムのイメージ



図 4-2-9 田んぼダム実施状況写真

(7-2) クリークやため池の事前排水【市町・関係団体】

筑後川右岸下流域（三神地区）に網の目のように張り巡らされているクリークやその上流に設置されているため池について、農業関係者の協力を得て大雨の前に事前排水することで、流域内に降った雨をクリークやため池に貯留し、河川への流出を抑制する。

事前排水にあたっては、効果的に施設の空き容量を確保するため、クリーク上下流自治体のさらなる連携強化及び農業関係者の理解を得ることに努める。

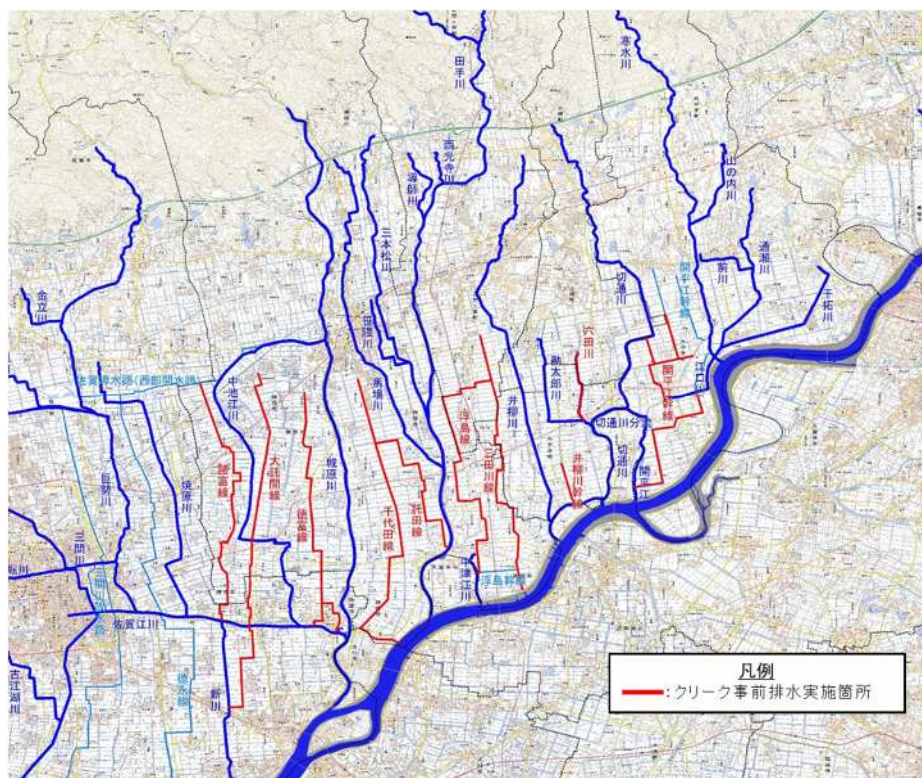


図 4-2-10 R7.3 現在クリーク事前排水実施箇所

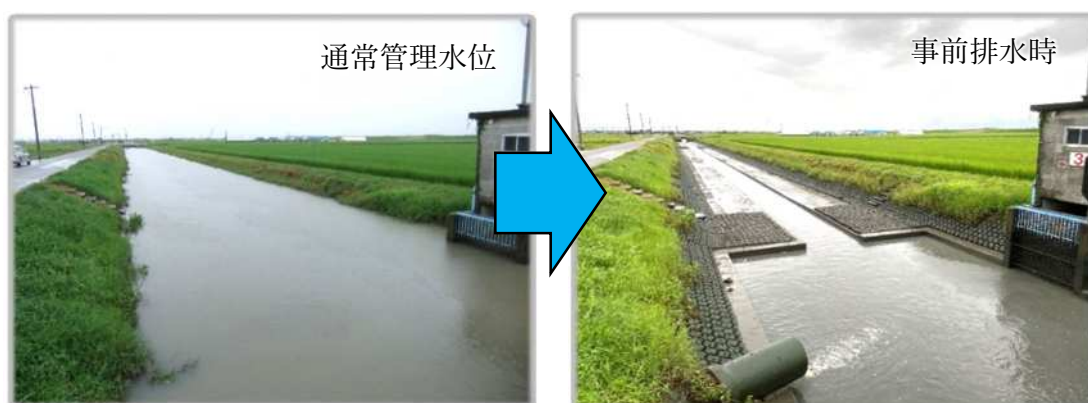


図 4-2-11 クリーク事前排水状況写真

(8) 公共施設（公園、グラウンド）活用による貯留施設の整備【みやき町】

みやき町中央公園の整備に合わせて調整池機能を兼ね備えた駐車場の整備を行い、降った雨を一時的に貯留することで、水路や河川への流出を抑制し、下流域の浸水被害リスクを低減させる。



図 4-2-12 みやき町中央公園

(9) 雨水貯留タンク設置に係る事業費補助【みやき町】

一般家庭において雨水貯留タンクを設置する際の費用助成を行い、雨水貯留タンクの普及促進を図ることにより、河川や水路への雨水の流出抑制を推進する。

(10) 集落内水路の機能改善【神崎市】

土砂堆積及び施設の老朽化等によって機能が低下している集落内水路について、堆積土砂を撤去するとともに、必要に応じて水路の補修や護岸整備等を行うことで、通水機能及び貯留機能を改善させ、集落における浸水被害リスクを低減させる。

4-3. 被害対象を減少させるための対策

(1) 立地適正化計画の策定【市町】

立地適正化計画を策定し、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等のさまざまな都市機能を誘導することで、持続可能な都市構造を目指すとともに、住まい方の工夫や土地利用に関するルールづくりを行い、水害に強いまちづくりを推進する。

4-4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

(1) ハザードマップの作成【神埼市・上峰町】

中小河川の浸水想定区域を反映したハザードマップ等を作成することで、住民に対して適切な災害リスク情報の提供を行う。

(2-1) 河川、排水機場の監視カメラ画像公開、内水位の情報提供【国・県】

河川や排水機場等に設置された監視カメラ画像について、ウェブサイトで公開し、住民が閲覧可能とすることにより、早期避難行動や防災意識向上につなげる。

また、監視カメラの設置については必要な箇所を検討の上、設置をすすめていく。



図 4-4-1 監視カメラの情報公開一例

出典：筑後川河川事務所ホームページ

(2-2) 危機管理型水位計の設置【国・県】

洪水時の水位観測に特化した低コストで整備可能な「危機管理型水位計」を活用し、これまで水位計が設置されていなかった河川や水路における水位計の設置を促進し、水位観測網の充実を図り、浸水が発生した際の被害把握や住民避難等への活用をすすめる。

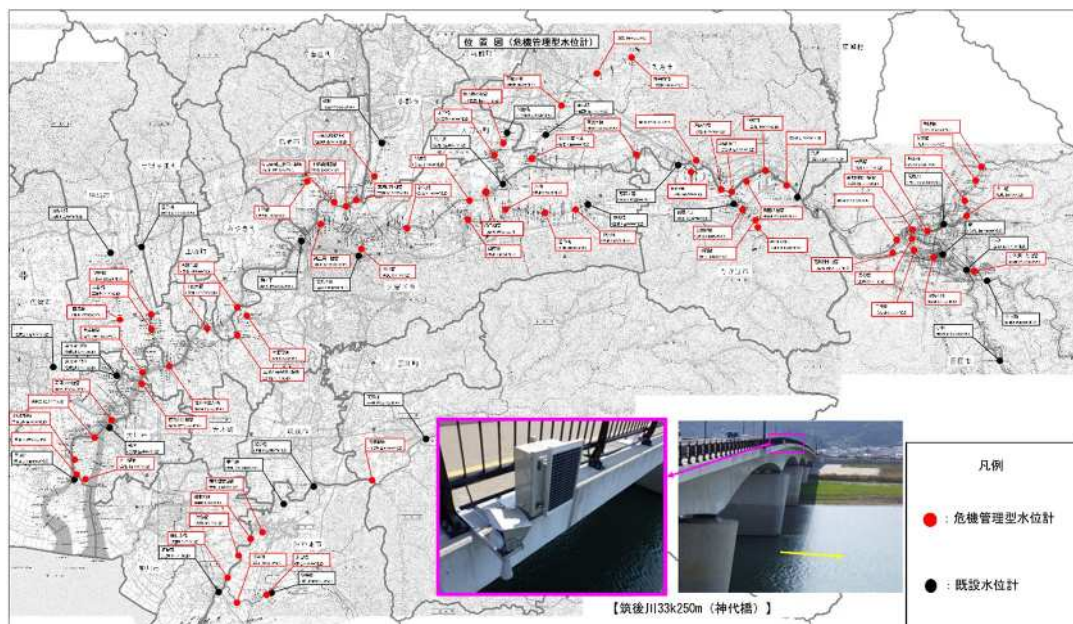


図 4-4-2 危機管理型水位計の設置箇所（R7 時点）

(2-3) ポンプ稼働中を知らせる回転灯設置【国】

各排水機場において、ポンプ稼働中に点灯する回転灯を設置し、地域住民等に排水機場の稼働状況を周知する。



図 4-4-3 回転灯の設置イメージ

(3)防災行政無線システムの更新【神崎市・吉野ヶ里町】

【神崎市】新たに情報集約システムと情報配信システムを実装することで、市部局内、関係機関、市民等への各種災害情報の迅速かつ円滑な伝達ができる体制を整備する。

【吉野ヶ里町】令和8年度新庁舎移転に伴い、親局設備を移設・更新を行う。

(4)救命ボート等の配備【神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町】

冠水により孤立した地域の要救助者の方々を救助するため、消防団に「救命ボート」を整備して災害対応力の向上を図る。



図 4-4-4 救命ボートの整備（上峰町）

(5)トイレトレーラーの運用【みやき町】

発災時の避難所におけるトイレ不足問題の対策として、トイレカー3 台及びトイレトレーラー1 台を発注し、今年度中に納車。トイレトレーラーは、災害時において相互派遣できる「災害派遣ネットワーク」を形成していることから、トイレ不足の緩和につながると考えている。



図 4-4-5 トイレトレーラーの運用（みやき町）

(6-1) 防災情報が一元的に閲覧できるポータルサイトの活用【国・県】

・筑後川・矢部川防災ポータルサイト【国】

各防災行政機関がそれぞれ発信している防災情報について、「筑後川・矢部川防災ポータルサイト」に集約し、利用者が一元的に防災情報を閲覧可能とすることで、地域の防災力向上(自助・共助)につなげる。



図 4-4-6 「筑後川・矢部川防災ポータルサイト」のページ例

出典：筑後川河川事務所ホームページ

・佐賀県防災ネット あんあんアプリ【県】

佐賀県が運営する河川水位情報等を配信する「すい坊くん」や防災・安全安心情報を配信する「防災ネットあんあん」にて、雨量や河川水位等の情報や内水監視カメラや浸水センサーによる浸水状況等について、情報をリアルタイムで広く周知し、住民等の活用を促すことで、早期避難行動や防災意識の向上につなげる。



図 4-4-7 佐賀県水防情報 すい坊くん



図 4-4-8 佐賀県 防災・緊急マップ

(6-2) タイムラインの観点での、水門・樋門の開閉状況、排水機場の操作状況等の情報提供（試行運用）【国・県・市町】

筑後川右岸下流域（三神地区）における水門・樋門の開閉状況や排水機場の操作状況等の情報を関係機関が共有し、住民へ適切に提供することで避難行動へ繋げてもらうため、筑後川右岸下流域（三神地区）に特化した流域タイムラインを作成する。

なお作成したタイムラインについては、関係機関で試行的に運用しながら随時見直しを行い、改善していく。

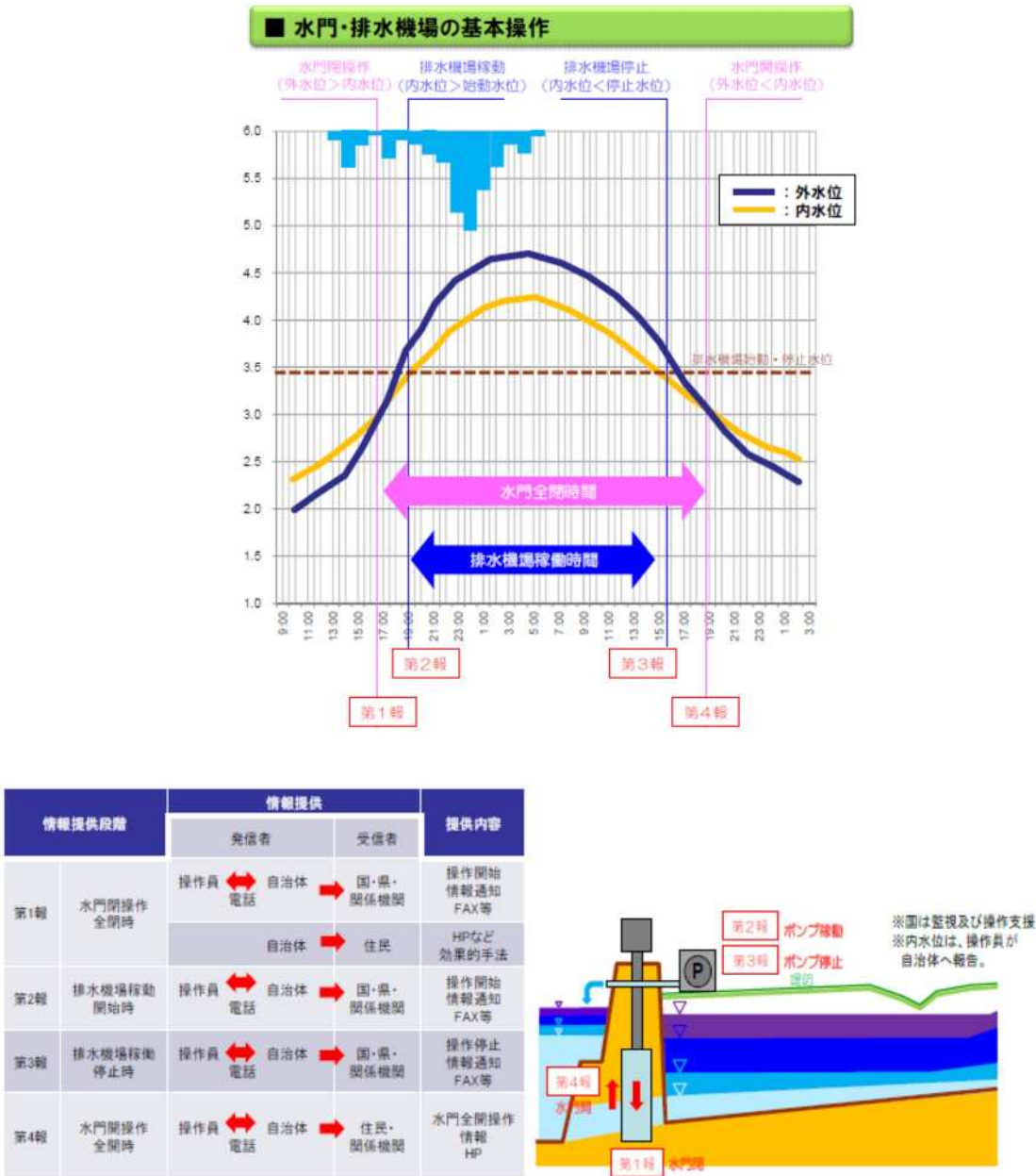


図4-4-9 防災時の水門操作周知の連絡体制

(6-3) 災害リスク説明、防災教育の実施【国・県・市町】

出前講座等を通じて、地域の災害リスク説明や防災教育を実施し、地域の防災力向上（自助・共助）を図る。また、住民が主体となっていく防災訓練の取組みに繋げるとともに、必要に応じて地域の取組支援を行う。



図 4-4-10 出前講座の実施状況（神崎市）



図 4-4-11 防災訓練の様子（神崎市）

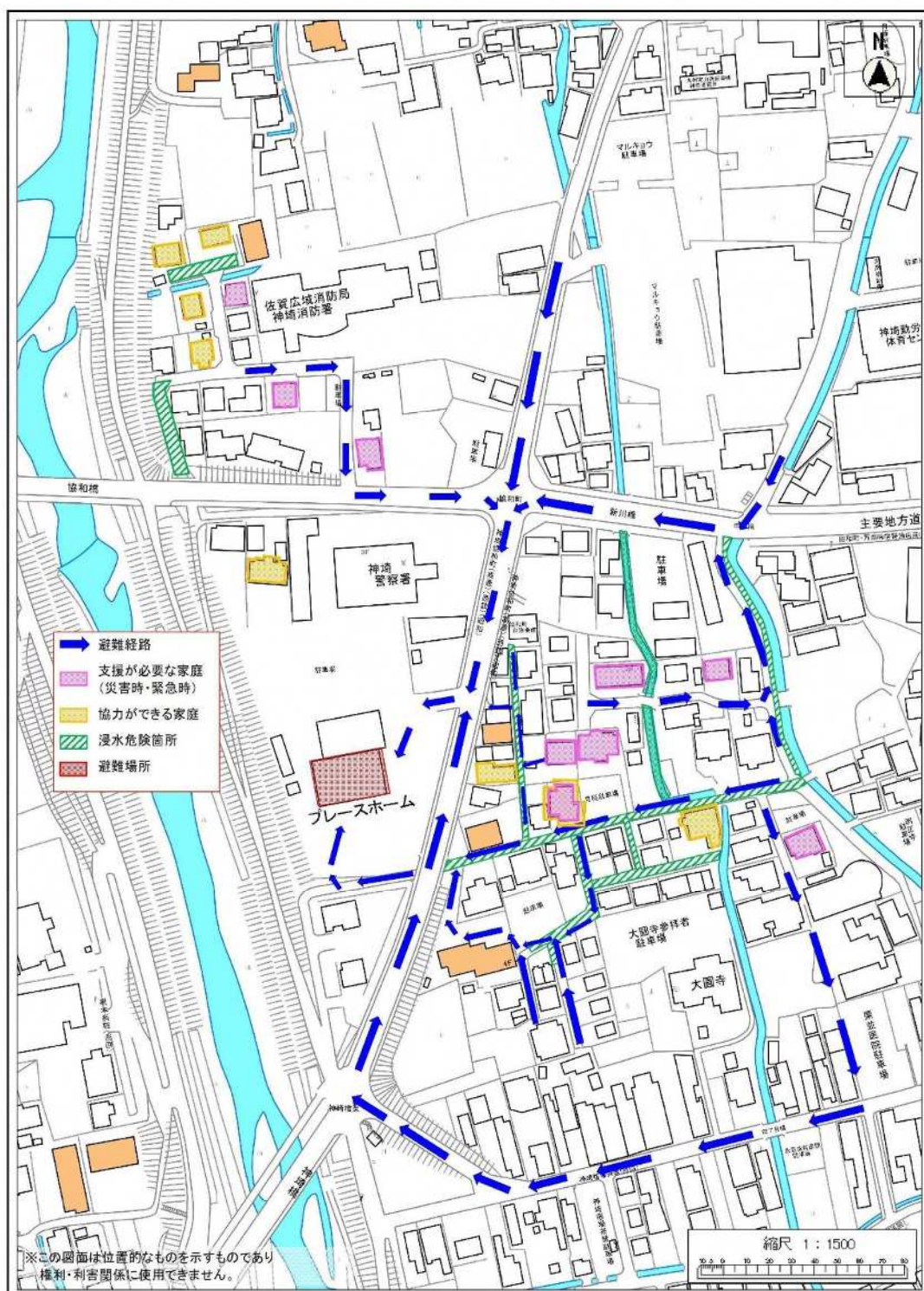


図 4-4-12 地区防災マップ（神崎市）

(7-1) 防災拠点の整備【上峰町・神崎市】

防災用品の備蓄施設及び防災教育や防災活動等のための施設整備を行うとともに、これらの施設を活用し、住民が自らの命を守るための事前の備えや避難行動を支援するための防災教育、地域の防災活動支援等を行い、地域の防災力向上を図る。

令和7年4月にオープンした道の駅かみみねを防災拠点（「指定緊急場所」及び「車中泊スペース」等）として活用する。



図 4-4-13 道の駅かみみね（上峰町）



図 4-4-14 （仮）南部地区防災備蓄配送センター（神崎市）

(7-2) 土のうステーションの設置【上峰町】

大雨時に家屋を浸水被害から守るため、住民の方が自由に持ち出しできる「土のう」を積載した保管カゴを町内に設置して、被害の軽減を図る。



図 4-4-15 土のうステーション（上峰町）

(8) 民間企業との災害連携協定の締結【みやき町】

防災訓練に活用する車両等の提供や災害発生時における被災車両の撤去・運搬及び無償回収等に関する民間企業との協定締結を推進し、防災意識向上及び被害発生時における住民負担の軽減に努める。

(9) 排水ポンプ車の運用【国・独立行政法人・県・神崎市・みやき町】

各機関が導入している排水ポンプ車について、相互連携により効果的に活用し、浸水被害発生時における被害の解消・軽減を行う。



図 4-4-16 排水ポンプ車（みやき町）

5. 今後の対策検討について

近年、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発していることから、気候変動に伴う降雨量の増加等を踏まえた今後の取組み方針を関係者と一体となって検討しているところである。

筑後川右岸下流域（三神地区）においても、今後、これまで以上の降雨が発生することが考えられるなか、浸水対策に係る技術開発にも目を向け、本計画に位置付けた対策の実施と併せて、更なる対策の追加や計画の見直しを含めた検討について、協議会等での議論をもとに、関係機関が連携し取り組んでいく。